

センチュリーシティパーキング 定期駐車解約届

宛 先 (一財)さいたま市都市整備公社

私(申込者)は、以下の内容を確認のうえ、解約届を提出します。

- ・ 残余期間が1ヵ月未満の場合、受領済みの使用料は返金しない。また、口座引落を利用している場合には、解約予定月の前月15日までに届け出がない場合は、受領済みの使用料は返金しない。
例：5/16付解約申出 解約日6/末日の場合、6月分を口座振替処理済み(5/28)のため、6月分を返金しない
なお、新規利用の際の初回利用料についても受領済みの使用料は返金しない。
- ・ 解約対象月までの未払使用料が発生している場合は、契約者が銀行振込み等を行うこと。
- ・ 解約日以降に継続して駐車している場合は、契約者は退場時に規定の一時料金を支払うこと。

契約種別/定期券No.	<input type="checkbox"/> 全日定期 定期券No. 例 9999 _____	解約申込日 令和 年 月 日	
解約希望日	令和 年 月 日	支払方法 <input type="checkbox"/> 口座引落 <input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 請求書発行	
利用者住所	〒 _____		
契約者フリガナ			
契約者氏名	※ 法人の場合は、法人名及び担当者名。個人契約の場合は、契約者氏名を記載		
連絡先	電話番号		
	メールアドレス ※ 連絡用としてご記入願います		
契約車両	メーカー	車種名	ナンバー

※ 定期駐車券を利用している場合は、最終利用日出場後に破棄をお願いします。

※ 公社処理欄(記入しないでください)

施設) ① 受付日及び担当名	施設) ② 契約台帳照合	本部) ③ 受付日・担当、完了日	施設) ⑤ データ整理日・担当名
	<input type="checkbox"/> 契約者名 <input type="checkbox"/> 支払形態 <input type="checkbox"/> 未払い状況 (現金収受扱いの場合)		